

# 豊能町社会教育関係団体等登録について

豊能町教育委員会では、社会教育活動を行っている団体やサークルの登録制度を実施しています。

この制度は、町内社会教育関係団体の円滑な活動を支援するとともに、地域に開かれた学習活動等を促進し、社会教育の振興並びに生涯学習の推進を図ることを目的としています。

## ★社会教育活動とは・・・（社会教育法第2条）

「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」と定義しています。つまり、「青少年及び成人に対して学校以外で行われる思いつきではなく意図的・計画的に組織された教育活動」ということとなります。

## ★社会教育関係団体とは・・・（社会教育法第10条）

社会教育関係団体とは、「法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」とされており、青少年や成人の学習活動・スポーツ・レクリエーション活動・文化芸術活動・ボランティア活動などを実施している組織的な団体をいいます。

## × 次のような団体は社会教育関係団体として登録できません。

- ・ 塾や各種教室のように、団体の代表者が講師となって月謝・報酬等を取って活動しているもの  
(先生など「教える側」が主体となって、代表を務めたり、準備や運営を行っていたり、声をかけて生徒や会員を集めている団体は「教室」とみなし、登録は認められません。)
- ・ 会員相互の親睦や交流のみが目的となっているもの
- ・ 非公開の団体

\*\*\*\*\*

## 団体の区分・・・団体は、その要件等により次の5区分に分けています。

- 一般団体
- 青少年団体
- 青少年育成団体
- ボランティア団体
- 学校開放施設利用団体



## 団体登録をすると・・・登録された団体には次のメリットがあります。

- 団体からの要請に対して、可能な限り講師等の紹介をしてもらうことができます。
- 団体の運営に関して、必要に応じて指導・助言を受けることができます。
- 青少年団体・青少年育成団体・ボランティア団体については、施設利用に際し別の定めに

より使用料の減免を受けることができます。

- 学校開放施設利用団体については、学校体育施設を利用できます。(ただし学校の指定した施設、時間帯に限ります。)
- 社会貢献事業を行う場合に限り、公民館等を優先的に利用できます。(\*1)
- 団体の紹介をホームページやサークルガイドブックへ登録団体として掲載します。(\*2)
- 町広報紙への掲載、広報板の利用、後援名義等の審査がスムーズ(\*3)

\*1…別途申請が必要です。

\*2…登録団体以外も一定の基準を満たしていれば、同様に掲載します。

\*3…必ずしも登録しなければ広報紙や広報板等の利用ができないというわけではありません。

## 登録団体の責務…

- 団体の活動内容、組織、経理等を明確にし、開かれた運営に努めていただきます。(上記についての計画、並びに報告等を毎年提出していただきます。)
- 町や地域の活動に積極的に協力・参加をお願いします。
- 登録の目的に鑑み、活動に参加されたい方がおられましたら、受け入れをお願いします。
- 活動が町内在住・在勤者や地域に寄与しているものであるとの自覚をもってあたってください。



## 登録の要件…登録の要件は次のとおりです。

- 公の支配に属さない団体であること。
- 継続的かつ計画的に地域に開かれた社会教育に関する学習活動、社会奉仕活動等を行うことを主たる目的とし、次の行為を行わない団体であること。
  - (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すような行為。
  - (2) 営利を目的とした事業を行ったり、特定の営利活動にその名称を利用させ営利事業を援助する行為。
  - (3) 特定の政党の利害に関する事業を行ったり、公私の選挙に関し特定の候補者を支持し、もしくはこれに反対する等の政治活動。また、団体の代表者が公職選挙法第3条に規定する公職に就いていないこと、公職の候補者になっていないこと及び公の選挙の特定候補者の推薦人などで団体名称や代表者等肩書きを使用していないこと。
  - (4) 特定の宗教(教派、宗派、教団等)に関する活動。
  - (5) 施設の利用にあたって各管理規則に従わない。
  - (6) その他教育委員会が団体として不相当と認める行為。
- 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
  - (1) 規約等を有すること。
  - (2) 団体の意思を表明する代表者が定められ、組織、機構が確立していること。
  - (3) 経理を明確にして運営されていること。
  - (4) 団体の連絡先が明確であること。
  - (5) 町内在住・在勤者を主たる構成員としていること。
  - (6) 活動に起因する対価により収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと。
  - (7) 主な活動費に構成員からの会費等を充てていること。



- (8) 活動の対象が主として町内在住・在勤者としているもの、もしくは活動内容が地域の発展に寄与するものであること。
- (9) 開かれた団体で、他団体との交流や活動の公開、発表及び社会貢献事業を積極的に行い、または参加すること。

●区分別による要件

- (1) 青少年団体は、青少年(幼児から満25歳までの者をいう。以下「青少年」という。)が団体の構成員の中心で、その構成比率は3分の2以上であること。
- (2) 前号の構成員の中心が、幼児、小学生又は中学生である場合は、成人の適切な指導者が存在すること。
- (3) 青少年育成団体は、青少年の育成が主たる目的であり、その趣旨が規約等で明確に定めること。
- (4) ボランティア団体は、ボランティアに関する事業を行うことを主たる目的とし、その趣旨が規約等で明確に定められていること。
- (5) 学校開放施設利用団体は、豊能町立学校体育施設開放事業に関する規則(昭和51年教育委員会規則第2号)により、学校開放施設の利用を行う団体であること。

※上記の基準から、講師が代表者である団体、講師個人の教室のような団体、会社の研修を目的とするような団体等は認めることはできません。